

放射化物（放射線装置から発生した放射線により汚染された物）の規制について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)が改正され、平成24年4月1日から、放射線装置から発生した放射線により汚染された物(いわゆる「放射化物」)が、放射線障害防止法の規制の対象とされる。

一方、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)においては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)において、規制の対象とすべき「放射線業務」について定めているが、「放射化物」については、その対象となっていない。

- ・ 同一の業務であるにもかかわらず、労働安全衛生法の規制だけでなく不均衡を生ずる。
- ・ 現に「放射化物」という放射能を帯びた物を取り扱う業務が生ずるため(※) 規制の対象とし、労働者の保護を行う必要がある。

※ 施設の保守点検や施設の解体業務などが該当する。

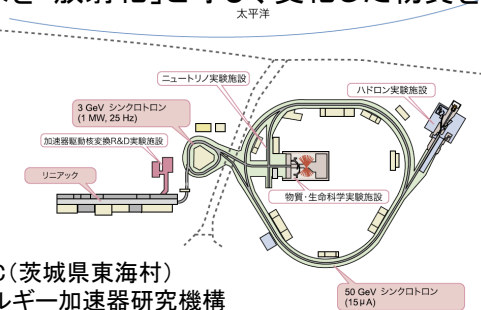
労働安全衛生法施行令別表第2を改正し、「放射線発生装置から発生した放射線により汚染された物を取り扱う業務」を、放射線業務に加える。

「放射化物」とは・・・

極めて高いエネルギーを持つ電離放射線(※)を浴びることにより、物質そのものが放射性物質に変化してしまう現象を「放射化」と呼び、変化した物質を「放射化物」と呼んでいる。

このような放射化物は、近年高エネルギー化している素粒子加速器などにおいて、廃棄物として多く発生している。

※ 通常のX線装置などでは、発生しない。



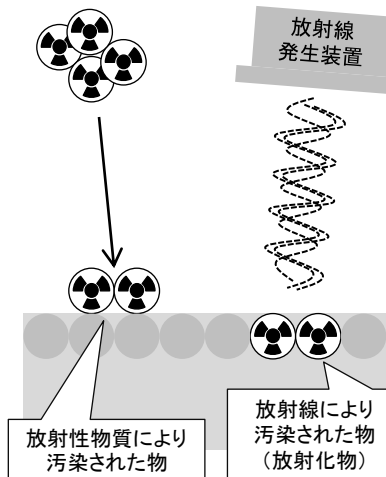
J-PARC(茨城県東海村)
高エネルギー加速器研究機構

労働安全衛生法施行令別表第2においては、次の業務を「放射線業務」としている。

- 1 X線装置の使用、検査の業務
- 2 放射線発生装置の使用・検査の業務
- 3 X線管のガス抜き等の業務
- 4 放射性物質を装備している装置の取扱い業務
- 5 放射性物質やこれにより汚染された物の取扱い業務
- 6 原子炉運転の業務
- 7 坑内における核原料物質採掘の業務

ところが、放射化物を取り扱う業務は、どこにも含まれていない(※)。

※ 放射化物は、放射性物質により汚染されたものとはいえないため。



これにより、「放射化物」を取り扱う業務について、次の労働安全衛生法等の規制がかかることになる。

- ・ 作業環境測定の実施(法第65条第1項、令第21条)
- ・ 健康診断を行うべき有害業務(法第66条第2項、令第22条)
- ・ 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)の適用

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正について
(石綿等の製造等の全面禁止に係る適用除外製品等一覧の廃止)

1 趣旨

石綿等(石綿及び石綿を0.1%以上含有する製剤その他の物)の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号。以下「改正令」という。)により、平成18年9月1日から全面禁止されたが、国内の既存の化学工業等の施設で使用される特殊な用途のガスケット等の代替化については、国民の安全上の観点等から実証試験が必要であるため、その間、製造等の禁止が猶予され、改正令に適用除外製品等として掲げられたところである。

厚生労働省は、これらの適用除外製品等についても、早期の代替化を指導し、平成20年4月に取りまとめられた「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」で、すべての適用除外製品等の代替化等が可能と見込まれる時期が明らかとなったところである。

この結果を踏まえ、代替化等が可能と判断されたものについては、順次改正令の改正により製造等を禁止してきた。今般、平成23年度中に代替化が可能と判断されたもの及びその原材料について製造等を禁止するため、改正令について所要の改正を行うこととする。

なお、今回の改正をもって、適用除外製品等はなくなることとなる。

2 改正の内容

下記の適用除外製品等について、代替化が可能となったことから、これらの製造等を禁止する。

- (1) 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)を含有するガスケットであって、国内の化学工業の用に供する施設の設備(配管を含む。)の接合部分に使用されるもので、直径1,500ミリメートル以上のもの
- (2) 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であって、(1)の原料又は材料として使用されるもの。

3 施行期日等

- (1) 公布期日：平成24年1月上旬(予定)
- (2) 施行期日：平成24年3月1日(予定)
- (3) 経過措置：

ア 2(1)について、平成24年3月1日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条の規程(石綿等の製造、使用等を禁止)は適用しないものとする。

イ アに掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

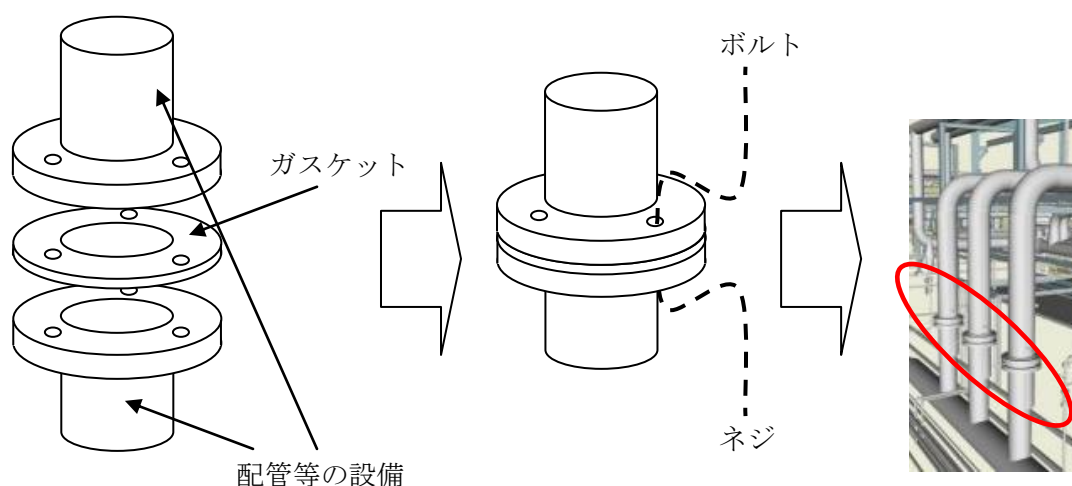
参考：本改正において製造等を禁止する「ガスケット」について

1 ガスケットについて（パッキンとの違い）

機器等の接続部分からの流体漏洩防止を目的とした製品で、運動する部分からの漏洩を防ぐためのものを「パッキン」、固定部分（静止部分）の密封に使用して漏洩を防ぐためのものを「ガスケット」という。固定用シールともいう。

2 ガスケットの使用例

下図のように、配管の接合部の密封等に用いられる。



3 ガスケットの種類（ジョイントシートガスケット）

使用条件等に応じてうず巻き形ガスケット、メタルジャケット形ガスケット、様々なガスケットが選定される。ジョイントシートガスケットは、石綿、ゴム、黒鉛等の素材を混ぜ合わせたものを加圧圧延して製造したシートから打ち抜いて作られるガスケットである。

石綿含有製品の製造・輸入等禁止に係る適用除外製品等の見直し(いわゆるポジティブリストの廃止)について

1. 経緯

- 平成18年9月1日から石綿含有製品の製造・輸入等を禁止したが、例外として、一部の製品については、石綿を含有しない代替製品の安全性が確認されるまで、製造等の禁止が猶予されることとなった。
(製造等の禁止猶予品の一覧をポジティブリストと呼んでいる。)
- これまでも、石綿を含有しない代替製品の安全性が確認されたものについては、順次、製造等を禁止するための政令改正を行ってきた。
(製造等の禁止/適用除外の対象となる物品は政令※で規定)
※ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

2. 改正内容

今般、代替品の安全性が確認された次の製品の製造等を禁止する。
これにより、製造等の禁止が猶予された製品はなくなる。

- 国内の既存化学工業施設の設備の接合部分に使用される直径1500mm以上のジョイントシートガスケット
- 上記ガスケットの原材料

3. 施行時期

平成24年3月1日を予定。

4. その他

- 一 経過措置により、現に組み込まれている設備については、引き続き使用されている間は、製造等の禁止は適用されない(在庫品の使用は不可)。
- 一 試験研究(分析を含む)のために都道府県労働局長の許可を得て製造・輸入等を行うことは引き続き可能(法第55条ただし書)。

ジョイントシートガスケット:

設備の接続部分からの流体の漏れ防止を目的としたシール材(詰め物)で、固定部分に使用されるもの。ジョイントシートと呼ばれる圧延された材料から打ち抜いて製造する。

